

認定権者記載欄

様式第5-(口)-①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(口-①)

平成 年 月 日

横瀬町長 富田能成様

申請者

住所

氏名

印

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

①原油等の仕入単価の上昇(注2)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

E: 原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価

e: Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価

上昇率 %
円(注4)
円(注4)

②原油等が売上原価に占める割合(注2)

$$\frac{S}{C} \times 100$$

C: 申込時点における最新の売上原価

S: Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格

依存率 %
円(注4)
円(注4)

③製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$$

A: 申込時点における最近3か月間の原油等の仕入価格

a: Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入価格

B: 申込時点における最近3か月間の売上高

b: Bの期間に対応する前年3か月間の売上高

P =
円(注4)
円(注4)
円(注4)
円(注4)

(注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注3) P>0となっていること。

(注4) 申請者全体の値を記載。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

横 振 第 号
平成 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間: 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

横瀬町長 富田能成

中小企業信用保険法 2 条第 5 項第 5 号（ロ）－①の認定申請に係る売上高等内訳書

表 1：事業が属する業種毎の最近 1 年間の売上高

業種（※ 1・※ 2）	最近の売上高	構成比
業	円	%
業	円	%
業	円	%
全体の売上高	円	100%

※ 1：業種欄には、営んでいる全ての事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

※ 2：指定業種の売上高を合算して記載することも可

表 2：企業全体に係る原油等の仕入単価の上昇

企業全体	原油等の最近 1 か月の 平均仕入単価	原油等の前年同月の 平均仕入単価	原油等の仕入単価の上 昇率（ $E/e \times 100 - 100$ ）
		円【E】	円【e】

表 3：企業全体の売上原価に占める原油等の仕入価格の割合

企業全体	最新の売上原価	最新の売上原価に対応する 原油等の仕入価格	売上原価に占める 原油等の仕入価格の割合 （ $S/C \times 100$ ）
		円【C】	円【S】

（注）最新の売上原価及び原油等の仕入価格は、直近の決算期の値を用いることも可。

表 4：企業全体の製品等価格への転嫁の状況

企 業 全 体	最近 3 か月間の原 油等の仕入価格	最近 3 か月間の 売上高	(A/B)	前年同期の原油 等の仕入価格	前年同期の 売上高	(a/b)	$\frac{(A/B) - (a/b)}{(a/b)} = P$
		円 【A】	円 【B】		円 【a】	円 【b】	

（注）申請にあたっては、営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、企業全体の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例えば、試算表、売上台帳、仕入帳など）の提出が必要。

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 () _____